

交通安全情報



警視庁交通部

自転車を利用する皆さんへ ～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は**自転車**（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



「まあええか」が取り返しがつかなくなる

【医道審議会薬剤師分科会薬剤師倫理部会】（平成27～令和7年）

- ・ **道路交通法違反：8件（業務停止2か月～2年）**
- ・ 傷害、窃盗：7件（業務停止6カ月～3年）
- ・ 業務上横領：10件（業務停止2年～3年）
- ・ ストーカー法違反：2件（免許取消）
- ・ **著作権法違反：1件（業務停止3か月）**
- ・ 迷惑防止条例違反：3件（業務停止1か月）

1冊の教科書を複数人で購入した
うえ電子化し、電子ファイルを
複数人で所持する、など

無断複製は「10年以下の懲役もし
しくは1000万円以下の罰金、または
その両方」が科される**刑事罰**

薬剤師法 第五条（相対的欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 **罰金以上の刑に処せられた者**
- 四 前号に該当する者を除くほか、薬
があつた者

自転車の飲酒運転（赤切符）
は**刑事罰**による**罰金刑**

自転車の信号無視や一時不停止
(通常は青切符の**行政罰**)の繰り
返しにより**赤切符**となる